

## 令和8年度航空燃料（JET A-1）単価契約仕様書

この仕様書は、佐賀県（以下、「甲」という。）と下記の条件に合致した給油会社（以下、「乙」という。）の航空燃料の単価契約に適用する。

- 1 品名、規格 航空燃料（JET A-1）
- 2 年間予定数量 約 97,500 リットル
- 3 納入指示  
甲は、乙に対し契約物品について、必要な都度、必要な数量の納入を指示するものとする。
- 4 納入場所及び納入期限
  - 1）納入場所 佐賀県防災航空センター（佐賀県佐賀市川副町大字犬井道 8884）  
又は甲の指定場所
  - 2）納入期限 発注後又は指定日時
- 5 規格条件
  - 1）本国石油連盟の基準により精製、元売、管理された航空燃料であること。
  - 2）規格の管理基準は石油連盟 航空燃料専門委員会の「ジェット燃料取扱基準に関する指針」（最新版）の各編により、内容は次のとおりとする。
    - ア 空港施設における燃料取扱、品質管理、教育、安全管理
    - イ 航空機への給油作業及び給油危機管理、燃料の品質管理、教育、安全管理
    - ウ 航空機への給油に至るまでの検査管理
    - エ 災害等緊急時、不具合、事故等による供給途絶、その他イレギュラー発生時における航空燃料の受入、排出と品質管理
- 6 給油条件
  - 1）乙は年間を通し、午前8時30分から午後5時15分の間、甲の要請により給油を行うほか、業務時間外でも甲乙の協議により、遅滞なく給油ができる体制が整っていること。
  - 2）給油は「5 2）ア」項の基準を満たした装置と人員により乙が行うものとし、甲の納入指示時、他者へ給油中であっても甲を30分以上待機させないこと。
  - 3）乙は航空燃料をタンクローリーへ給油するごとに試験成績書及びミリポアテスト記録を甲に提出する。